

逗子市文化振興基本計画の改定案に関するパブリックコメントの実施結果について

1. 意見募集の期間 2024年（令和6年）1月26日（金）～2月26日（月）

2. 意見の数 4件

3. 意見提出人数 1名

4. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	4件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	0件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	0件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	0件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	0件
合計		4件

5. 意見の内容と市の対応

No.	意見内容	対応区分	市の回答
1	I計画の前提 2. (2) 社会環境の変化の項で、H30年度の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が取り上げられているので、この法第7条の規定に基づき、厚生労働省と文化庁はH31、3月「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」も策定したので、この旨も加筆したらどうか。	○	計画改定における重要な要素である、障がい者による文化芸術活動の推進の具体的な方向性を示す計画のため、p. 5に追記させていただきます。
2	II計画体系 3. (5) -②地域文化情報の発信の項で、○各種メディア、○新しいメディアとあるが、各々の具体例を挙げてほしい。	○	ご意見をもとに、p. 21を一部修正させていただきます。
3	II計画体系 3. (5) -③情報活用（ネットワークづくり）の項で、多くの文化資源の（ ）の中に「文学作品」を入れてほしい。	○	本市における重要な文化資源と考えられるため、p. 21に追記させていただきます。
4	II計画体系 2. 施策の体系 に“施策の柱ごとに関連するSDGsのゴールを位置づけ、施策の推進に取り組みます”とあるが、それぞれの施策ごとに位置づけが良く見えてこないのが、具体的に示してほしい。	○	ご意見のとおり、説明が不足していると思われるため、p. 10に追記させていただきます。